



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL (0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤幸二

鳥取労働局行政運営方針について

鳥取労働局では、毎年度「行政運営方針」を策定しており、2021年度は以下のとおり行政運営を行うこととしています。

【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における地域の実情を踏まえ県民からの期待に応えるため、雇用機会の確保及び雇用

の維持・継続をはじめとする各種施策の計画的、効果的な運営を行います。

【2021年度の最重点施策】

- | | |
|--|--|
| 1 雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援 <ul style="list-style-type: none"> ○雇用維持・継続に向けた支援 ○人材不足分野を中心とした再就職支援 ○就職氷河期世代の活躍支援 ○新規卒業者等を含む若者の就職支援 ○障害者の就労促進 ○高齢者の就労・就業機会の確保 ○外国人材受入れの環境整備 ○女性の活躍推進 | 2 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援 ○長時間労働の抑制 ○労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ○総合的なハラスメント対策の推進 |
|--|--|

令和3年度全国安全週間の実施について

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することもなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」

による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主催者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主催者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することとはもとより、各自治体等の要請等に従う。

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
 - (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
 - (3) 安全パトロール等を実施する。
 - (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
 - (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
 - (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に参加する。
 - (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
 - (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。
- 8 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - エ リスクアセスメントの実施
 - オ その他の取組
 - ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ウ 建設業における労働災害防止対策
 - エ 製造業における労働災害防止対策
 - オ 林業の労働災害防止対策
 - ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - イ 転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)
 - ウ 交通労働災害防止対策
 - エ 熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)

令和2年の労働災害発生状況(確定)について

令和2年における休業4日以上(以下「休業4日以上」)の災害は584件、対前年比14.7%の大幅増加となっています。

昨年より40%以上増加した業種は、多い順に保健衛生業(87.2%増)、林業(84.6%増)、その他の運輸交通業(50.0%増)、木造家屋建築工事業(40.0%増)となっています。

事故の型別で見ると、「転倒」災害が一番多く147件(昨年より21件増加;多い業種は、保健衛生業、卸・小売業、食料品製造業)となっており、次いで「墜落・転落」が108件(同4件減少;多い業種は、建築工事業、卸・小売業、道路貨物運送業)、「動作の反動・無理な動作」が62件(同17件増加;発生の多い業種は、保健衛生業、卸・小売業、道路貨物運送業)、「はさまれ・巻き込まれ」が60件(同増減なし;多い業種は、食料品製造業、土木工事業、道路貨物運送業)、「激突され」が40件(同1件減少;多い業種は、林業、卸・小売業、道

路貨物運送業)となっています。

事故の起因物で最も多いのは、「転倒」では仮設物・建築物・構築物等、「墜落・転落」ではその他の装置等、「動作の反動・無理な動作」では環境等、「はさまれ・巻き込まれ」では動力機械となっています。

また、死亡災害は8件で、昨年より4件増加となっています。

死亡災害を事故の型別で見ると「墜落・転落」及び「交通事故」が各3件、「激突され」及び「はさまれ・巻き込まれ」が各1件となっています。

令和2年は休業災害、死亡災害とも大幅に増加しました。

これらを減少させるため、引き続き、「リスクアセスメント」、「安全見える化とっとり運動」などの労働災害防止活動を積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

賃金関係の調査に御協力をお願いします

鳥取労働局では、毎年、次の3つの賃金に関する調査を行っています。

① 賃金改定状況調査

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安審議に資することを目的として、本年と昨年の6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

② 最低賃金に関する基礎調査

最低賃金に関する基礎調査は、鳥取地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資することを目的として、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

③ 賃金構造基本統計調査

賃金構造基本統計調査は、主要な産業に雇用される労

働者について、その賃金の実態を雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、昭和23年以降実施しており、6月分の賃金支給状況について全国的に調査を行うものです。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果は報告書として公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

これらの調査は、個別の事業場の名称が公表されることはありません。また、その調査目的以外には使用することはありません。

調査票が届いた事業場におかれましては、御協力をお願いします。

労働保険年度更新は早めの手続きを!

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

令和3年度の労働保険年度更新は、6月1日(火)から7月12日(月)までの間に「令和2年度の確定保険料」及び「令和3年度の概算保険料」並びに「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」の申告・納付手続きが必要となりますので、申告・納付手続きをお願いします。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5月末に厚生労働省から各事業主あてに発送します。

申告書は、期間中、県内各所に設ける集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受け付けします。

- ◎ インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず手続きできますので、ご利用ください。詳しくは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。
- ◎ 労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

開設期間は、5月31日(月)から7月16日(金)です。

受付時間：平日9時～17時

電話番号：0800-555-6780

(フリーダイヤル)

- ◎ 申告書の作成や納付の方法等については、「労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください。
- ◎ 法人の行う事業については法人番号の記入が必要になりますので、申告書の法人番号欄が空欄の場合は法人番号の記入をお願いします。
- ◎ 平成31年4月1日以降の一括有期事業に係る地域要件は廃止になりました。
- ◎ 集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取り扱いは行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室
(☎0857-29-1702)までお問い合わせください。

令和3年度 年度更新集合受付 開催日程

新型コロナウイルス対策で集合受付が中止になる場合があります。その場合は、改めてお知らせします。

| 地区 | 月日 | 時間 | 会場 |
|-----|----------|-------------|--------------------|
| 東 部 | 6月 7日(月) | 9:00～16:00 | 鳥取労働局 (4階会議室) |
| | 6月14日(月) | 9:00～16:00 | 〃 〃 |
| | 6月15日(火) | 9:00～16:00 | 〃 〃 |
| | 6月25日(金) | 9:00～16:00 | 〃 〃 |
| | 6月29日(火) | 9:00～16:00 | 〃 〃 |
| | 7月 6日(火) | 9:00～16:00 | 〃 〃 |
| | 7月12日(月) | 9:00～16:00 | 〃 〃 |
| 中 部 | 6月10日(木) | 10:00～16:00 | 倉吉地方合同庁舎 (4階第2会議室) |
| | 6月21日(月) | 10:00～16:00 | 〃 (4階第1会議室) |
| | 7月 5日(月) | 10:00～16:00 | 〃 〃 |
| | 7月12日(月) | 10:00～16:00 | 〃 〃 |
| 西 部 | 6月 9日(水) | 10:00～16:00 | 米子食品会館 (大ホール) |
| | 6月16日(水) | 10:00～16:45 | 〃 (2階会議室) |
| | 6月17日(木) | 9:30～16:00 | 境港商工会議所 (展示室) |
| | 6月22日(火) | 10:00～16:00 | 米子食品会館 (大ホール) |
| | 6月23日(水) | 11:00～15:00 | 日野町山村開発センター (小会議室) |
| | 7月 1日(木) | 10:00～16:00 | 米子食品会館 (2階会議室) |
| | 7月12日(月) | 10:00～16:00 | 〃 (大ホール) |

○ 労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主の場合は、労働保険事務組合を通じて申告・納付を行います。

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の一環として、毎年5月1日から9月30日まで「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(4月を準備期間、7月を重点取組期間)を実施し、各災害防止団体等と連携してその対策に取り組んでいます。

全国における2019年1年間の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上死傷者数が829人、内死亡者数が25人となり、多くの労働者が被災されています。

全国の2015年から2019年の5年間の状況をみると、2017年までは4~500人台であった死傷者数が2018年は1,178人、2019年は829人であり、近年、死傷者数が増加

しています。

業種別の累計では建設業、製造業、運送業、商業、警備業の順に多く発生していますが、各年の割合をみると、建設業では減少傾向にある一方で、製造業、商業では増加傾向がみられます。

熱中症の事例では、WBGT値(暑さ指数)に応じた対策ができていない例や熱中症に罹患した労働者の発見や救急搬送が遅れた例が多く認められています。

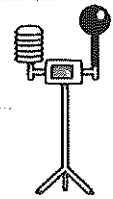
会員各事業場におかれては、事業者が率先して、衛生管理や熱中症予防対策について、確実な取組を実施していただきますよう、お願いいたします。

キャンペーン期間 (5月1日~9月30日)

STEP 1

WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

| | | | |
|--------------------------|-------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | WBGT値を下げるための設備の設置 | 準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 休憩場所の整備 | 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 通気性の良い服装など | 準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 作業時間の短縮 | WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 熱への順化 | 暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です! | |
| <input type="checkbox"/> | 水分・塩分の摂取 | のどが潤いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | ブレイキング | 休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 健康診断結果に基づく措置 | ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 日常の健康管理など | 前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 労働者の健康状態の確認 | 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。 | |

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

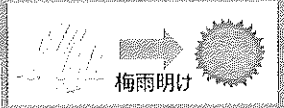
- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

異常時の措置

~少しでも異常を感じたら~

- ・いったん作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に取りましょ。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょ。



STOP！熱中症

令和3年5月～9月

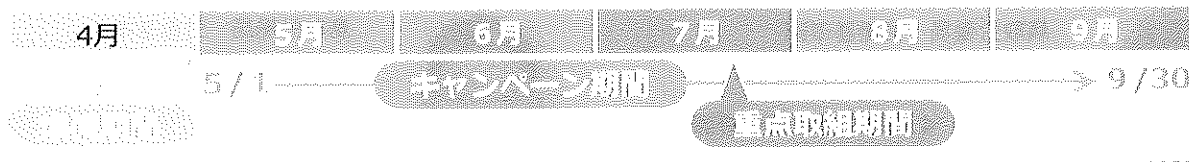
クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組ましょ！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



令和3度 各種助成金のご案内

【働き方改革推進支援助成金】

- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・勤務間インターバル導入コース
- ・労働時間適正管理推進コース
- ・団体推進コース

【両立支援等助成金】

- ・出生時両立支援コース
- ・介護離職防止支援コース
- ・育児休業等支援コース
- ・不妊治療両立支援コース
- ・女性活躍加速化コース
- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

【人材確保等支援助成金】

- ・テレワークコース

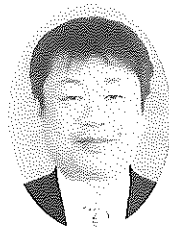
【業務改善助成金】

*支給要件など、詳しくは厚生労働省HPをご確認ください

【お問い合わせ先】

鳥取労働局雇用環境・均等室
鳥取市富安2丁目 89-9（鳥取労働局2階）
電話番号 0857-29-1701

着任のご挨拶



鳥取労働局 労働基準部
部長 高橋行紀

このたび、4月1日付で労働基準部長を拝命しました高橋です。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から労働基準行政の推進に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

前職は、佐賀労働局で労働基準部長として勤務していましたが、山陰地方の勤務は平成22年に鳥根労働局の総務課長として赴任して以来、2度目になります。この機会に鳥取県の歴史や文化を学びたいと考えております。

労働基準行政を巡っては、働き方改革関連法による改正労働基準法が順次施行され、中小企業に対する時間外労働の上限規制については、昨年4月から施行されていますが、今年度も引き続き、労働時間相談・支援コーナーでの相談対応のほか、個別訪問による支援等により、き

（次頁につづく）

(前頁のつづき)

め細やかな周知及び県内各事業場に法令の趣旨・内容を丁寧に周知及び支援等を行ってまいります。

県内の労働災害発生状況は、昨年、死亡災害が8件発生（前年同月より4名増加）しているほか、休業4日以上の死傷者数は584人と前年より75人も増加しております。労働災害を減らすため、60歳以上の労働者数の増加やサービス産業化の進展など、近年の就業構造の変化等に対応した労働災害防止対策に取り組む所存でございます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、職場の状況に応じた感染防止対策の徹底が図られるよう「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等の周知を図るとともに、集団感染が発生した事業場を中心とした労災請求の勧奨を実施してまいります。

鳥取県内の事業場において、安全・安心で健康に働くことができる職場づくりの実現のために、鳥取県労働基準協会と密接な連携を図り、労働基準行政を進めていきたいと考えております。引き続きのお力添えをお願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息、そして鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局 労働基準部
監督課長 宮地 延幸

このたび、4月1日付けで監督課長を拝命いたしました宮地です。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から労働基準行政の運営に当たりまして、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

前職は厚生労働省大臣官房地方課で、都道府県労働局の組織・定員や職業安定行政の職員採用に関する業務などに携わっていました。鳥取での勤務は初めてとなりますが、出身大学が鳥根ということもあり、赴任して間もないですが、鳥取の人のよさ、気候、土地柄に大変懐かしさを感じております。

既にご承知のとおり、働き方改革に関連して、時間外労働の上限規制については、昨年の4月から中小企業にも適用されています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある中、日々ご苦勞されていることが多いと存じますが、そのような状況も踏まえながら、引き続き、法令の趣旨・内容のわかりやすい説明、丁寧な相談対応や個別支援に努めていくとともに、より一層の快適な職場環境が醸成されることを目指して取り組んでまいりますので、今後とも会員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会並びに会員の皆様方の御健勝を心より祈念申し上げ、着任の御挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局 労働基準部
健康安全課長 山田 正道

この度、4月1日付けで鳥取労働局労働基準部健康安全課長を拝命いたしました。

日頃より、鳥取県労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、労働安全衛生行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年における鳥取県内の休業4日以上の労働災害は、令和元年に比べ75人の大幅な増加という残念な結果となりました。今年は第13次労働災害防止推進計画の4年目となりますが、この状況に歯止めをかけ、当該計画の目標に少しでも近づけるよう、従来より発生割合の高い転倒、墜落・転落災害などの対策の徹底に加え、労働者へのより効果的な安全衛生教育の実施について取り組んでまいります。

また、今年度は、アーク溶接にて発生する溶接ヒュームの特定化学物質への追加、石綿障害防止規則の改正等が4月1日から施行されていますので、その履行確保にも取り組むこととしています。

コロナ禍においても労働者が安全安心に働くことができる職場となるよう、各種対策を推進したいと思っておりますので、これまでと同様に会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様の益々の発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局 労働基準部
賃金室長 今井 敏仁

4月1日付けで労働基準部賃金室長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、賃金室は、鳥取県最低賃金審議会の事務局として、同審議会の運営をはじめ、審議にかかわる賃金実態の統計調査、最低賃金の決定までの事務手続きなどの業務を行っています。

賃金は、労働条件の中で最も重要な事項であり、最低賃金の決定は労使双方に大きな影響がありますので、円滑な審議会の運営、決定された最低賃金制度の積極的な周知・広報により、最低賃金制度が適切に運用されるよう取り組んでまいります。

会員の皆様には、賃金等の統計調査、最低賃金の制度について、引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員皆様のご健勝を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局
雇用環境・均等室長 齋木 和紀

本年4月1日付けで鳥取労働局雇用環境・均等室長を拝命いたしました。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

方におかれましては、日頃から雇用環境・均等行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、県下の多くの企業の事業活動に甚大な影響が出ており、先が見通せない状況となっています。

このような中、雇用環境・均等室におきましては、コロナに関する様々な相談対応を行うとともに、小学校等の臨時休業や母性健康管理措置による休暇取得支援、介護離職防止支援及びテレワーク導入支援等コロナ対応の各種助成金等の支援策の周知・相談を行っているところです。

また、本年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法(同一労働同一賃金)が中小企業に適用となったほか、令和4年4月1日からは、中小企業にパワーハラスメント防止対策が適用されるとともに、女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大される予定となっています。

当室では、法の履行確保及び周知に努めるとともに、事業主の皆様への様々な支援を行うこととしています。県内の事業主にこれらの法制度等の周知を進めるためには、鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方のご理解とご協力が必要でございます。引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束と、鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働基準監督署
署長 平井美敏

ます。

14年ぶりに鳥取署で勤務させていただきますが、働き方改革の推進、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響など、企業を取り巻く状況は大きく変化しています。この変化への対応に関して、悩みや迷いなどがある会員の方もおられると思います。監督署では今年度も引き続き「労働時間相談・支援班」として、説明会や個別訪問を行い、改正労基法の周知、新しい働き方に対応した適切な労務管理などについて相談・支援を行いますので、是非ご活用ください。

また、労働災害につきましては、残念なことに令和2年は東部地区で3名の方が労働災害で死亡され、休業4日以上死傷者数は186人で、前年に比べ5.1%増加しています。死亡災害の撲滅と休業災害の大幅な減少、健康確保のために役立つ情報をお届けいたします。

さらに、労災補償業務につきましては、迅速、公正な事務処理を行い、被災労働者の保護を図ってまいります。

最後になりますが、会員事業場の皆様方の益々のご発展を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



米子労働基準監督署
署長 久保田 剛

このたび4月1日付けで米子労働基準監督署長を拝命しました久保田です。

鳥取県労働基準協会並びに会員事業場の皆様方には、日頃から労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続きますが、それぞれの職場で、労働災害防止対策の徹底、また、時代に柔軟に対応した働き方改革等魅力ある職場づくりに取り組まれていることと思います。

いかなる状況においても、安全かつ安心して働ける環境づくりが、各企業で進められるよう、職員一同、全力で取り組む所存でございますので、皆様方には、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。



倉吉労働基準監督署
署長 清水貴由

4月1日付けで、倉吉労働基準監督署長を拝命いたしました清水と申します。

鳥取県労働基準協会会員の皆様には日ごろから労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

私は、平成7年に任官し、三重、和歌山、大阪の各労働局で勤務してまいりました。私は大阪出身ですが、親の仕事の都合で、小学5年生まで米子市で過ごしたことがあり、夏休みの自由研究では、家から見える大山にかかる雲の写真を毎日撮ったりもしました。ですので、この度、こうして鳥取で勤務できますこと、とても嬉しく思っております。

さて、労働行政をめぐる状況としましては、働き方改革関連法が令和元年から順次施行され、この4月からは、いわゆる同一労働同一賃金が中小企業にも適用となりました。

今はコロナ禍の対応が精一杯で、働き方改革まで手が回らないとおっしゃる企業もおありかもしれません。しかしながら少し長い目で見ると、今後、生産年齢人口が急速に減少していく中で、優秀な人材を確保・定着させるためには、労働環境を整備し、働き手にとって魅力ある職場とすることがとても重要な要素となります。

働き方改革に取り組む企業を支援するため、監督署の「労働時間相談・支援班」や、労働局委託事業の「働き方改革サポートオフィス鳥取」が、個別訪問等によって、使える助成金制度や各種法制度の説明、具体的な改善方策の提案など、寄り添った支援を行う体制を整えておりますので、どうぞご活用くださるようお願いいたします。

会員の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

東部支部だより

本年4月1日付で鳥取労働基準監督署にご着任された幹部の皆様からご挨拶をいただきました。

副署長 中島章文 氏

4月1日付で鳥取労働基準監督署の副署長を拝命いたしました。前任地は鳥取労働局雇用環境・均等室で働き方改革関連法のうち主に同一労働同一賃金の実現に向けた周知等の取組を担当しておりました。その節は説明会等を通し会員の皆様には大変お世話になりました。



さて、鳥取署の勤務は2年ぶりとなります。働き方改革に対応した労務管理の履行をはじめ新型コロナウイルスの影響下における適正な労務管理、職場での感染防止対策等皆様が対応に苦慮される事項も多いと思いますが、これらの事項への支援を中心に幅広く皆様のお役に立てるよう業務を進めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

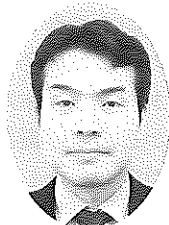
皆様におかれましても日頃の労務管理の疑問点等がございましたら職員一同、懇切丁寧な対応を心がけて参りますのでご遠慮なくご相談をいただければと思います。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様のご健勝を祈念しまして着任の挨拶とさせていただきます。

第一方面主任監督官 長谷川匡男 氏

日頃より、労働基準行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。このたび、4月1日付で第一方面主任監督官を拝命しました長谷川です。

さて、昨今の労働環境は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、テレワーク等の「新しい働き方」が急速に導入されたり、「働き方改革実行計画」（平成29年7月17日閣議決定）を受けての副業・兼業の普及促進が図られたりと、目まぐるしい変化を遂げており、事業主の方におかれては、その対応のために日々の労務管理や安全衛生管理に苦慮されていたり、働かされている方におかれては、ご自身の雇用の行く末に不安を感じておられたりするのではないかと思います。我々労働基準監督官は、このような事業主の方や働く方のご事情を正確に把握し、かつ、これを的確に考慮しつつ、法令に基づく職務を公平・公正かつ一体的に遂行し、きめ細やかな情報提供や具体的な取組方法についての助言を通じて、起こりうるさまざまな労使のトラブルを未然に防ぐことが使命と心得ます。つきましては、その使命の下に業務を推進してまいりますので引き続き、その推進にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。



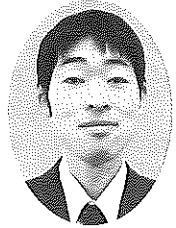
第三方面主任監督官 田中博行 氏

4月1日付で第三方面主任監督官を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

昨年度は、働き方改革関連法の中小企業への適用拡大がなされましたが、今般の新型コロナウイルスの影響も加わり、会員の皆様におかれましては、様々なご対応に苦慮しておられることと思います。

鳥取労働基準監督署においても、働き方改革関連法、職場における感染防止策の導入支援等の丁寧な説明に努めてまいります。

今後とも、労働基準行政にご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



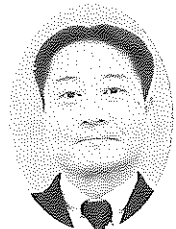
安全衛生課長 半田謙一 氏

この度、4月1日付で鳥取労働基準監督署安全衛生課長に着任しました半田と申します。鳥取県労働基準協会東部支部並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政、とりわけ労働災害防止に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の当署管内における労働災害件数は186件発生しており、前年と比べて増加に転じ、死亡災害も多発いたしました。令和3年も少なからずコロナ禍の影響等を受けて、労働災害が増加することが懸念される所です。

鳥取労働基準監督署においては、この状況を受けまして、労働災害防止対策を徹底するとともに、丁寧な安全衛生指導に努めてまいります。

会員の皆様におかれましては、本年度も引き続き、労働基準行政および労働災害防止にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和3年度東部支部定期会員会議への対応について

3月1日号でお知らせいたしました定期会員会議（定期総会）は先に開催された幹事会において、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることから、皆様に会場へお集まりいただくことは困難との判断より、昨年度に引き続いて書面による採決をお願いすることとなりました。

つきましては、議案とその概要を資料として送付いたしておりますので、ご意見をいただく期限の5月21日（金）までにご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

書面による採決の結果等は、この鳥取労働基準7月1日号でお知らせさせていただきます。

また、ホームページ「各支部からのお知らせ」の東部支部のページでもお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

西部支部だより

令和2年労働災害発生状況について

令和2年に発生した米子労働基準監督署管内における休業4日以上の死傷者数は、全産業で288人となり、前年と比べて54人、割合として23.1%と大きく増加しました。

主な業種別では、製造業で5人、建設業で14人、運輸交通業で7人、林業で5人、保健衛生業で19人、前年と比べてそれぞれ増加しました。なお、卸小売業では前年と比べて4人減少しました。

労働災害を事故の型別に分析しますと、全産業において、転倒災害が69人と最も多く、次いで墜落・転落災害が51人、はさまれ・巻き込まれ災害が36人、腰痛等動作の反動・無理な動作が33人となり、これら4種の

事故の型の合計で全体の65%以上になります。

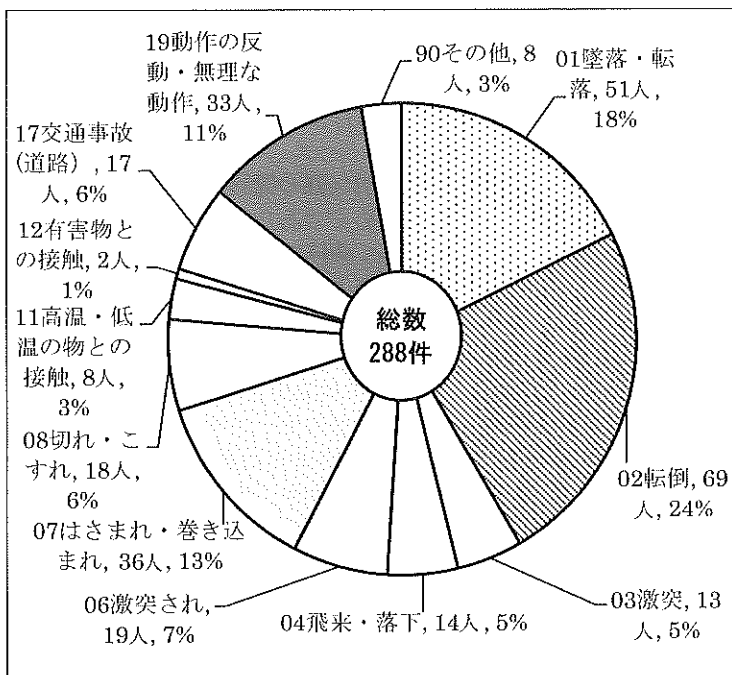
次に、令和3年（3月末現在）の休業4日以上の死傷者数は、全産業で69人と前年同期と比べて、16人、30.2%増加し、製造業で4人、運輸交通業で3人、卸小売業で2人、保健衛生業で13人増加しています。事故の型としては、転倒災害が25人、墜落・転落災害が11人でこの2つの事故の型の合計が、全体の半数以上を占める結果となっております。転倒災害の半数は50歳以上の方が占めており、「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進に併せて、「エイジフレンドリーガイドライン」（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）に定める取り組みが望まれます。墜落・転落災害は梯子や脚立の使用中に多発しているため、脚立や梯子の安全な使用方法の徹底をお願いします。

各会員事業場におかれましては、現状の安全衛生活動についてご確認いただくとともに、引き続き、積極的な取り組みをお願いします。

労働災害発生状況
(米子労働基準監督署管内の休業4日以上の死傷者数)

| 米子労働基準監督署 | 令和2年 | 令和元年 | 増減数 | 増減率 (%) | 令和3年 3月末 | 令和2年 3月末 | 増減数 | 増減率 (%) |
|---------------|--------|--------|-----|---------|----------|----------|-----|---------|
| 全産業 | (4)288 | (2)234 | 54 | 23.1 | 69 | 53 | 16 | 30.2 |
| 製造業 | 67 | 62 | 5 | 8.1 | 15 | 11 | 4 | 36.4 |
| 建設業 | (3)45 | 31 | 14 | 45.2 | 8 | 10 | -2 | -20.0 |
| 運輸交通業 | 33 | (1)26 | 7 | 26.9 | 8 | 5 | 3 | 60.0 |
| 林業 | (1)7 | 2 | 5 | 250.0 | 1 | 2 | -1 | -50.0 |
| 卸売・小売業 | 35 | 39 | -4 | -10.3 | 8 | 6 | 2 | 33.3 |
| 清掃業・ビルメンテナンス業 | 12 | 12 | 0 | 0.0 | 0 | 5 | -5 | -100.0 |
| 旅館・ホテル業 | 6 | 5 | 1 | 20.0 | 0 | 1 | -1 | -100.0 |
| 保健衛生業 | 39 | 20 | 19 | 95.0 | 16 | 3 | 13 | 433.3 |
| 通信業・金融業等 | 11 | 7 | 4 | 57.1 | 4 | 4 | 0 | 0.0 |
| 上記以外のその他の事業 | 25 | (1)25 | 0 | 0.0 | 8 | 5 | 3 | 60.0 |

事故の型別労働災害発生状況
(米子労働基準監督署管内の(休業4日以上の死傷者数、令和2年確定値))



資料紹介

転倒災害、墜落・転落災害を防止するための参考資料

- 「STOP！転倒災害プロジェクト」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>
- 「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/new_page_00007.html
- 「はしごを使う前に/脚立を使う前に」チェックリスト(はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！)
https://jsite.mhlw.go.jp/lottori-roudoukyoku/newpage_00809.html

課長着任あいさつ

米子労働基準監督署
安全衛生課長 宮村 孝

このたび、4月1日付で米子労働基準監督署 安全衛生課長として赴任いたしました宮村と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

鳥取県労働基準協会西部支部並びに会員の皆様におかれましては、私ども労働基準行政の業務運営につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、米子労働基準監督署管内においては労働災害が多発している現状であります。昨年令和2年の間に発生した労働災害の件数は288件と、令和元年に発生した234件に比べ、約23%も増加し、令和3年においても昨年同時期と比較して大幅に災害件数が増加しているところと

労働災害の撲滅を図るため、第13次労働災害防止計画に基づき、災害多発業種に対する安全対策、「STOP！転倒災害プロジェクト」や労働者の健康確保対策等の実施に努めてまいりたいと思います。

今後とも引き続き、私ども労働行政に対するご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

中部支部だより

労働災害発生状況について

令和2年の中部地区の労働災害は、全産業で、死亡災害は1人（平成31年・令和元年は1人）、休業4日以上の死傷者数は108人（平成31年・令和元年より10人、10.2%増加）となりました。

労働災害の発生件数が多い業種とその件数を順にみていきますと、保健衛生業が30人、製造業が18人、建設業が17人となっています。

昨年よりも労働災害が増加した業種としては、保健衛生業が昨年よりも20人増という状況であり、特に社会福祉施設における労働災害が多く、鳥取労働局が推進している第13次労働災害防止推進計画において重点業種としている業種において、労働災害発生件数が増加している状態となっています。

発生状況を事故の型別でみると、「転倒」が最も多く、次に多い「墜落・転落」と合わせると、この2つの事故の型で、全体の約半数を占めている状態です。

最も多い「転倒」については、31人と全体のおおよそ3割ほどを占め、業種に問わず発生しております。転倒の原因を見ていきますと、通路や作業場の床が濡れており、滑りやすい状態であったというものが多く、他には、階段を踏み外したものや、床に置いてある荷物、床をほうコードにつまづいたものなどがあり、令和2年度で申しますと、降雪の影響によるものが多く発生しております。対策としまして、床の水たまりをその都度清掃すること、特に降雨時には建物の外から水分が持ち込まれないよう、靴底を拭き取るためのマットを出入口に設置すること、段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起すること、通路、階段、出口に物を放置しないことなどが挙げられ、降雪時には、雪が踏み固められて凍結しやすい駐車場や出入口の危険箇所を把握し、凍

結防止措置を講じるなどの特別な対策が必要となります。

次に多い事故の型である「墜落・転落」については、はしご・脚立から墜落する災害が多く、建設業のみならず、設備の点検、清掃時などを含め、業種問わずに発生しております。はしごを使用する際は、はしごの固定を行い、足元に滑り止めの措置を行うこと、脚立を使用する際は、天板上での作業はせず、上から2段目、3段目の踏さんで作業を行うこと、はしご・脚立ともに、滑りにくい靴を履き、作業時には墜落時保護用の保護帽を着用することが必要です。

新型コロナウイルスの影響により、人手や時間が足りない状況ではございますが、安全確認の徹底、作業手順の遵守の上、安全作業を行われるよう、お願いいたします。

令和2年倉吉署管内で発生した労働災害による休業4日以上の死傷者数
令和2年1月～12月発生状況(令和3年2月末現在集計)

| | 令和2年 | 令和元年 | 増減率(%) |
|---------------|---------|--------|--------|
| 全産業 | 108 (1) | 98 (1) | 10.2 |
| 製造業 | 18 | 21 | -14.3 |
| 建設業 | 17 (1) | 25 | -32.0 |
| 運輸交通業 | 4 | 11 | -63.6 |
| 林業 | 4 | 2 | 100.0 |
| 卸・小売業 | 10 | 11 | -9.1 |
| 飲食店 | 2 | 1 | 100.0 |
| 清掃業・ビルメンテナンス業 | 2 | 5 | -60.0 |
| 旅館・ホテル業 | 2 | 2 | 0.0 |
| 保健衛生業 | 30 | 10 | 200.0 |
| 通信業・金融業等 | 5 | 1 | 400.0 |
| 上記以外のその他の業種 | 14 | 9 (1) | 55.6 |

※()内の数値は、死亡者数で内数

定期会員会議の 書面開催の対応について

中部支部の幹事会が4月13日に開催されました。幹事会では、令和3年度の「定期会員会議」の開催についても協議されました。新型コロナウイルス感染状況が厳しいことから、感染拡大防止の取組を最優先事項として、定期会員会議に代えて「書面による議案の審議」をお願いすることにしました。

会員の皆様には、議案への承認の可否表明へのご対応を頂き有難うございました。改めてお礼申し上げます。

課長着任あいさつ

労災課長 徳重 孝弘

このたび、4月1日付で労災課長に着任いたしました徳重と申します。

倉吉労働基準監督署労災課の勤務は今回で2回目となりますが、課長職は初めてであり、不慣れな部分もございますが、少しでも早く業務に慣れることができるよう努めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、労災補償行政を取り巻く状況としましては、働き方改革の推進と相俟って労災請求事案への社会的関心が高く、迅速かつ的確な労災認定が求められております。私ども労災課では、労働者のセーフティネットである労働保険制度における工作中または通勤中に被災された方々の不安を少しでも取り除き、安心して療養に専念できるように懇切・丁寧な対応並びに労災保険給付の迅速・公正な事務処理に取り組んで参りたいと考えております。

最後に、貴協会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。